

平成27年度 自治会長が決まりました

自治会名	住 所	氏 名
恵みヶ丘	東 町	加 藤 憲 行
大 通	北 町	眞 鍋 修 詩
西 町	西 町	瓜 幹 夫
仲 町	西 町	十 川 洋 一
若 草	三 笠	田 代 里 志
かたくり	三 笠	千 葉 隆

自治会名	住 所	氏 名
松岡・北原	北 原	宮 崎 光 行
東 山	大 成	川 江 和 男
中 和	中 和	中 田 博
三 笠 南	川 西	荒 井 敏 一
三和・菊野	三 和	山 本 隆 司
西和福原	西 和	池 澤 和 成

(敬称略)

年 金 あ れ こ れ

保険料納付を忘れずに・・・
納めて安心国民年金

【学生納付特例制度】～安心して学生生活を送るために～

平成26年度に学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成27年度も同じ学校に在学される方は、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書（ハガキ）に、必要事項を記入して提出することで、平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）も引き続き特例を受けることができます。（学生証の写しなどを添付する必要はありません）

ただし、在学中に20歳に到達し、学生納付特例を希望される方や、学校が変わる方など、学生納付特例申請書（ハガキ）が送られていない方は、窓口での申請が必要となりますので、必ず手続きをおこなってください。

なお、学生本人の前年の所得が118万円（給与収入で約194万円）を超える場合、この特例の対象にはなりません。

【若年者納付猶予制度】～保険料を納めるのが経済的にキビしい30歳未満の方へ～

30歳未満の第1号被保険者の方には、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。

【注意事項】～国民年金保険料の納付猶予を希望される方へ～

- ①この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じことになります。
- ③障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- ④役場1階 住民課 お客さま窓口係で手続きが必要です。（要印鑑）



■お問い合わせ：住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

こ れ か ら の 家 庭 教 育 ～家族のふれあいの時間を～

どの子も不安や悩みをもっています。子どもたちが何を考えどんなことを悩んでいるのか、その心を理解することが第一です。

子どもの価値を学業成績だけで決めつけず、その子なりの持ち味を見出して、それを生かすことによって情緒の安定をはかることが大切です。

父親も母親も、子どもに対して一方的にならないように、何でも話せるような和やかな雰囲気をつくり、心のふれあいを深めていきましょう。

親子の相互理解は、日常の家庭生活の中での人間的な触れ合いが基本です。その触れ合いを通して、親子の強い愛情と信頼関係で結ばれていきます。



◆「家庭教育のてびき」より
—青少年育成町民会議—